

## パブリックコメントでいただいた御意見と都の考え方 (優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度関係)

### <注意事項>

- 意見について誤字、脱字等がある場合は、表現を修正しております。
- 意見の内容を精査し、一部意見を分割・統合したものがあります。
- 事項番号の分類は、意見の内容に最も近いと考えられるものに修正しております。
- 内容が類似する意見については、意見、都の考え方はまとめて示しております。
- 非公表を希望された意見についても、意見の件数に含めております。

○意見数：21者・100件（17事業者（個人含む）・60件／4団体・40件）

うちトップレベル事業所認定制度に関するもの 10者・16件（8事業者・12件／2団体・4件）

○意見数内訳：下表参照

事項番号		事項	件数
トップレベル事業所 認定の仕組み	(1)	認定区分と認定方法	1件
	(2)	認定基準	2件
	(3)	認定による削減義務率等の取扱い	10件
	(4)	認定等の手続の負担軽減、公表等	3件

(1) 認定区分と認定方法（1件）（うち非公表希望1件）

御意見の概要	都の考え方
(建築物環境計画書制度との連携への賛同の趣旨の非公表希望意見あり)	トップレベル認定を通じて、設計時に加え運用時も含めて高いレベルで省エネ対策・再エネ利用に取り組む事業所を増やすため、現行の認定方法に加え、「東京都建築物環境計画書制度」で一定レベル以上の評価を得ている建築物について、建築物環境計画書制度と連携して評価する認定ルートを新設します。

(2) 認定基準（2件）（うち非公表希望1件）

御意見の概要	都の考え方
<p>IV.4.2.【デマンドレスポンスに対応した設備の導入】について、上げDRが「蓄熱槽の利用」を、下げDRが「CGSの利用」を評価対象に含める設備となることを希望いたします。</p> <p>また、その評価認定容量基準がありましたら、早々のご提示をいただきたく思います。</p>	<p>エネルギーの需要側が、電気の供給状況に応じて需要量を増減させるデマンドレスポンスの重要性が高まっており、第4計画期間のトップレベル事業所認定制度においては、従来からの省エネ対策に加え、積極的な再エネ利用を評価する観点から新たに上げデマンドレスポンスに対応した設備の導入やZEV充電設備の導入を評価に加えます。また、小売電気事業者等とのインセンティブ型のデマンドレスポンス契約等も評価項目に加えることとしております。</p> <p>デマンドレスポンスに対応する具体的な設備の種類や規模等の要件については、国内の検討状況や技術開発動向等も注視しながら、認定ガイドラインで早期にお示しできるよう、検討を進めてまいります。また、技術開発動向や国内の普及状況等に応じて、第4計画期間中にも、認定ガイドラインの基準等を見直してまいります。</p>

(3) 認定による削減義務率等の取扱い（10件）（うち非公表希望1件）

御意見の概要	都の考え方
<p>第4計画期間からのトップレベル認定では削減義務率緩和が原則なしとされている。第3計画期間認定事業者に対する経過措置との一貫性がない点で制度として問題がある。</p> <p>第4計画期間からのトップレベル認定も見据えて4～5年前から費用をかけ設備更新を着工したのに、これでは梯子を外されることになる。CO<sub>2</sub>削減は事業者にとって短期間でできるものではなく、長い期間と莫大な費用がかかるものであることを理解していただきたい。第1計画期間から第3計画期間まで継続してきた義務率緩和は、第4計画期間も継続すべきである。</p> <p>【計10件、以下同趣旨の御意見の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4計画期間初年度に再認定を受けたのち、第4計画期間途中で大規模な設備変更により再検証を受ける場合は、途中から削減義務率の減少無しになってしまう。緩和措置を設けていただきたい。</li> <li>・トップレベル事業所の認定や維持には、コストや業務量の負担が大きい為、削減義務率について、第3計画期間と同様の取扱い継続をしていただきたい。</li> <li>・減少措置がないとすると、今後の削減義務を考慮し建設時から省エネ対応を実施せずに、徐々に削減すればよいという発想が生まれてしまう。トップレベル事業所の削減義務率の減少措置は継続いただきたい。</li> <li>・削減義務率の減少の廃止及び現行認定事業所の義務率減少比率の縮小は、新規・既設を問わず認定を検討している事業所に対して、特にビル以外の業態に対しては、不動産価値向上には関係はなく、影響が極めて大きい。トップレベル事業所の削減義務率の減少措置は継続いただきたい。</li> <li>・第4計画期間からの新規事業所も削減義務率の緩和措置をお願いしたい。</li> </ul>	<p>トップレベル事業所認定制度では、制度開始当初より、主に省エネにおける取組が特に優良な事業所を認定し、認定事業所には削減義務率の減少を認めてきました。しかし、現在、気候変動の影響が深刻化し、全世界で迅速かつ大幅な排出削減、ゼロエミッションに向けた取組が求められるようになるとともに、再エネの利用手法が多様化し、省エネだけでなく再エネ利用による排出削減が拡大してきております。</p> <p>そのため、制度対象事業所の対策をより高い水準に引き上げるための牽引役としても期待をしているトップレベル事業所の第4計画期間の目標像として、「事業所のゼロエミッション化の実現に向け、省エネ・再エネ両面から自律的に取組を推進するとともに、地域や将来世代にも繋がるような取組を積極的に推進する事業所」を掲げ、ゼロエミッション化への取組を促進することといたしました。</p> <p>削減義務率に関しては、排出削減の手法が多様化する中、第4計画期間もすべての新規制度対象事業所への削減義務率の段階適用を継続する<sup>※</sup>こと、これまでの認定事業所の削減実績は認定されていない事業所と同様の分布での削減率であること、今後、ゼロエミッション化に向けて省エネ・再エネ両面から排出削減を進める事業所をトップレベルに認定するという考え方を踏まえ、削減義務率の減少措置は原則として廃止することといたします。</p> <p><sup>※</sup>第4計画期間から新たに制度対象となる事業所の削減義務率  (2025～2028年度に対象) 区分Ⅰ—1 31%、区分Ⅰ—2及び区分Ⅱ 29%  (2029年度に対象) 区分Ⅰ—1 41%、区分Ⅰ—2及び区分Ⅱ 39%</p> <p>一方、削減義務率の減少措置をすべて廃止すると、現在の認定事業所の削減計画への影響が想定されることから経過措置を提案いたしましたが、皆様から、既に第4計画期間での認定や再認定を目指して準備を進めていること等に</p>

- ・第 3 計画期間初年度に認定取得した物件以外は CO<sub>2</sub> 排出量削減義務率減少が無くなることとなっている。2050 年ゼロエミッション達成のためにさらなる CO<sub>2</sub> 削減が必要なことは重々承知しているが、トップレベル取得・継続は業務負荷が非常に大きく、高額な費用も発生しており、再度ご検討いただきたい。
- ・改定により、超過削減量の上限撤廃となるが、第 4 期から義務率も上がり超過削減量の創出が難しく、取得のメリットを感じられない。現状の削減義務率の緩和を強く要望する。

より、第 4 計画期間での削減義務率減少措置の拡充を希望する御意見を複数いただきました。

トップレベル認定に必要な大規模な高効率設備等の更新や運用対策等の実施には、一定の時間を要することは事実です。また、既に第 4 計画期間の認定に向けて設備更新等の対策を進めている場合、事業所の削減計画への影響という点では、現時点での認定有無に関わりなく同等と考えられます。

そのため、皆様からの御意見を踏まえ、経過措置として提案した内容に加え、既認定事業所が第 4 計画期間中に継続して再認定された場合、及び、都の第 4 計画期間の制度検討が始まる前から、既に制度対象となっている事業所が第 4 計画期間のトップレベル認定を目指した設備更新等の設計・工事等を計画・実施しており、その事実が確認可能な文書を添えて申請・認定された場合も、第 4 計画期間に限り、削減義務率の減少を認める方向で検討することといたします。

(4) 認定等の手続の負担軽減、公表等（3件）（うち非公表希望1件）

御意見の概要	都の考え方
<p>トップレベル認証は、省エネ対策等において既に極めて高い基準をクリアしていることから、非トップレベル認証物件との比較において、超過削減量の創出手段は限定しない（証書等も可）、等のインセンティブを拡充しても良いのではないかと。認証の質は担保しつつ、更なる手続負担の軽減を検討するとともに、認証取得インセンティブを充実することにより、各事業所(者)が認証取得を目指す制度設計となるよう引き続き検討してほしい。</p> <p>【計2件 同趣旨の御意見あり】</p>	<p>2050年のゼロエミッション化実現に向け、第4計画期間のトップレベル事業所認定制度は、省エネ対策に加え、再エネ利用を推進する事業所の目標となるよう取組水準等を提示し、高いレベルで省エネ対策・再エネ利用に取り組む事業所への誘導を推進いたします。そのため、削減義務率の減少に代わり、超過削減量の発行上限の撤廃によるクレジット量の増加や、都による表彰の実施等を検討しております。</p> <p>超過削減量については、ゼロエミッション化に向けて継続的な追加削減が必要となることから、トップレベル認定の有無にかかわらず、省エネ対策及び再エネ（オンサイト・オフサイト）相当量の創出といたします。</p> <p>また、トップレベル事業所の認定は、既に、不動産に投資する会社やファンド等に対するESGの評価指標であるGRESBリアルエステイト評価の「グリーンビル認証」の分野や、国内のDBJ Green Building認証において、有効な認証として認められており、今後も、様々な関係機関等と連携し、トップレベル認定による事業所の社会的・経済的価値の向上等に努めてまいります。</p> <p>更に、認定の信頼性を確保しつつ、これまで実施してきた手法以上の事務手続の簡素化について引き続き検討してまいります。</p>